

親事業主及び子会社の概要

令和 年 月 日現在

A 親事業主の概要	① 氏名又は名称	② 住所又は主たる事務所の所在地	③ 事業の種類	産業分類番号	④ 事業所の数	⑤ 直近の事業年度の末日における資本金の額
B 子会社の概要	⑥ 名称及び代表者の氏名	⑦ 主たる事務所の所在地	⑧ 事業の種類	産業分類番号	⑨ 事業所の数	
C 親事業主の所有する議決権	⑩ 子会社の総株主又は総社員の議決権の数		⑪ ⑩のうち親事業主の所有する議決権の数		⑫ $\frac{⑪}{⑩} \times 100$ %	
D 子会社の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況	⑬ 常用雇用労働者の数	(イ) 常用雇用労働者の数(短時間労働者を除く)				人
		(ロ) 短時間労働者の数				人
		(ハ) 常用雇用労働者の数[イ+(ロ×0.5)]				人
	⑭ 身体障害者、知的障害者及び精神障害者の数	(イ) 重度身体障害者の数				人
		(ロ) 重度身体障害者以外の身体障害者の数				人
		(ハ) 重度身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ニ) 重度身体障害者以外の身体障害者である短時間労働者の数				人
		(ホ) 重度知的障害者の数				人
		(ヘ) 重度知的障害者以外の知的障害者の数				人
		(ト) 重度知的障害者である短時間労働者の数				人
		(チ) 重度知的障害者以外の知的障害者である短時間労働者の数				人
		(リ) 精神障害者の数				人
		(ヌ) 精神障害者である短時間労働者の数				人
		(ル) 計[イ+ロ+ホ+ヘ+リ+{(ハ+ニ+ト+チ)×0.5}+ヌ]				人
⑮ $\frac{⑭のル}{⑬のハ} \times 100$ %			⑯ $\frac{⑭のル-(⑭のロ+(⑭のニ \times 0.5))}{⑭のル} \times 100$ %			
E 親事業主と子会社の人的関係	⑰ 子会社の役員の子会社からの選任状況	(イ) 子会社の役員数	(ロ) (イ)のうち親事業主の役員又は職員から選任されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ %	(ニ) 親事業主から選任されている役員の氏名、子会社における役職及び略歴	
		人	人	%		
⑱ 子会社の従業員のうち親事業主から派遣されている者の状況	(イ) 子会社の従業員の総数	(ロ) (イ)のうち親事業主から派遣されている者の数	(ハ) $\frac{(ロ)}{(イ)} \times 100$ %	(ニ) 親事業主から派遣されている者の主な職名		
	人	人	%			
F 子会社における身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための特別な配慮の状況	⑲ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のために特別に配慮した施設又は設備の概要					
	⑳ 身体障害者、知的障害者又は精神障害者のための雇用管理上の特別な配慮の状況					
	(イ) 専任の指導員等の配置状況			(ロ) その他特別な配慮がある場合はその状況		
㉑ 親事業主から子会社に対する発注等親事業主が子会社の経営の安定のために措置を講じている場合はその内容						

## 様式第6号の6（裏面）

### 〔注意〕

- 1 ①欄の名称については、法人にあっては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 ③欄及び⑧欄には、当該企業の主たる事業の種類を日本標準産業分類の中分類により、産業別分類番号及び名称を記載し、同欄の下段には、例えば「ボール盤製造業」、「自動車ボデーのプレス加工」などのように事業の内容を詳しく記載すること。
- 3 ④欄及び⑨欄には、当該企業に属する本社、支社、支店、営業所、工場、事務所等すべての事業所の合計数を記載すること。
- 4 親事業主がこの申請に係る子会社の意思決定機関を支配していることを示す書類（親事業主の直近の有価証券報告書（金融商品取引法第24条第1項に規定するものをいう。）又は附属明細書（会社法第435条第2項に規定するものをいう。）の写し、この申請に係る子会社の株主名簿又は出資口数名簿等）を添付すること。
- 5 直近の6月1日現在における親事業主の障害者雇用状況報告（様式第6号又は様式第6号の2（1）（障害者の雇用の促進等に関する法律第44条又は第45条の特例の認定を受けている者については、当該特例に係る子会社及び関係会社（以下「特例会社」という。）に係るものを含む。）を添付すること。  
また、申請の日現在における親事業主の身体障害者、知的障害者及び精神障害者の雇用状況（特例会社（現在申請中のものを含む。）及びこの申請に係る子会社に雇用されている労働者に係るものを含む。）について、障害者雇用状況報告（様式第6号の2（2））に準じて作成した書面を添付すること。
- 6 ⑬（ハ）欄及び⑭（ル）欄には、小数点以下第1位まで記載すること。
- 7 ⑫欄、⑮欄、⑯欄、⑰（ハ）欄及び⑱（ハ）欄には、小数点以下第3位を四捨五入した数を記載すること。
- 8 ⑬（イ）欄並びに⑭（イ）、（ロ）、（ホ）、（ヘ）及び（リ）欄には、短時間労働者の数は含めないこととする。
- 9 D欄には、申請日の雇用状況に基づき記載すること。
- 10 所定の記載欄に記載することができない場合には、当該欄にその旨を記載し、別紙に所定の記載事項を記載し、提出すること。